

Social Insurance & Labor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

# SPC JINJIKEN NEWS



## ◇子ども・子育て支援金の徴収が始まります

### ◆子ども・子育て支援金とは？

国の「こども未来戦略『加速化プラン』」で定められた子育て支援の拡充にかかる費用に充てるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により創設されるものです。

高齢者を含むすべての世代の人が、公的医療保険の保険料とあわせて徴収され、会社員は令和8年4月分から徴収が始まります。

### ◆どのような支援に活用されるの？

2025年4月からの雇用保険の「出生後休業支援給付」「育児時短就業給付」は、子ども・子育て支援金を活用した子育て支援策として、既に実施されています。また、児童手当の拡充や親の就労の有無にかかわらず保育園に通いやすくする「こども誰でも通園制度」の給付なども、同様です。

### ◆負担額はどれくらい？

子ども家庭庁が12月26日に公表した年収別推計によれば、協会けんぽ・組合健保の被保険者一人当たりの月額負担は次のように示されています。ただし、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない、とされています。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ・ 200万円：192円 | ・ 400万円：384円   |
| ・ 600万円：575円 |                |
| ・ 800万円：767円 | ・ 1,000万円：959円 |

### ◆給与計算への影響は？

上記のとおり、会社員は令和8年5月に納付する令和8年4月分の保険料から徴収が始まりますので、あらかじめ従業員に周知しておくとよいでしょう。

なお、育児期間中は医療保険料や厚生年金保険料と同様に、支援金も免除されます。

### 【こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

### 【厚生労働省「令和6年雇用保険制度の改正内容について（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40723.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40723.html)

### ◇不妊治療の公的サポート拡充

2026年4月から、1時間以上かけて不妊治療に通う場合の交通費が助成対象となる見込みです。

近年、子育て支援だけでなく、不妊治療への支援制度を導入する企業が増加しています。従業員のワークライフバランスに係る支援は、雇用満足度や定着率の向上につながる注目度の高い施策です。福利厚生などの制度導入と共に、国の支援事業活用も案内することで、充足した両立支援を目指しましょう。

### ◆概要

こども家庭庁が、妊産婦等が適切な医療や保健サービスを居住地にかかわらず受けられるよう、経済的負担の軽減を図ることを目的として始まった、妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業における交通費の助成対象を拡充しました。

具体的には、各市町村の判断により①妊婦健診、②出産、③産婦健診、④産後ケア、⑤乳幼児健診、⑥不妊治療についての6項目から適宜選択して実施されます。自宅から最寄りの分娩取扱施設等までおよそ60分以上要する場合に、公共交通機関や自家用車を利用して移動した際の交通費の8割が補助されます(③～⑥が本年より新たに追加される項目)。

#### ◆その他の関連支援事業

不妊治療・不育症等ネットワーク(カウンセラーによる相談支援や里親・特別養子縁組制度の紹介、ピア・サポートなど)や、不妊治療および女性の健康課題対応両立支援を実施している事業者向けの助成金の活用も併せて検討しましょう。

従業員が不妊治療等により雇用形態の変更や退職などに踏み切る必要のないよう、職場環境を整備しましょう。

#### 【こども家庭庁「令和8年度母子保健対策関係予算の概要」】

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/nodel/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/7ca4aa46/20250930\\_policies\\_boshihoken\\_162.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/nodel/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/7ca4aa46/20250930_policies_boshihoken_162.pdf)

#### ◆賃上げ支援キャラバンが始まります！～経済産業省・中小企業庁

##### ◆中小企業の賃上げの動向

中小企業の賃上げは、人手不足や最低賃金額の引上げ等に伴い、2024～2025年にかけて約

30年ぶりの高水準となり、賃上げ率は平均4～4.5%台で推移しています(中小企業庁)。しかし、収益力の弱さから、賃上げ余力が乏しい企業は一定数存在します。また、地方格差・業種格差も課題となっています。

そこで、経済産業省・中小企業庁は、中小企業・小規模事業者が持続的に賃上げを実施しやすいよう、全国9ブロックで賃上げ支援キャラバンを開催する予定です。

##### ◆賃上げ支援キャラバンとは

最新の支援策や各種ツールの紹介、補助金・助成金の活用方法等の説明と、専門家による個別相談が受けられます。関東(1/15・さいたま)、北海道(1/19・札幌)、中部(1/22・愛知・岐阜・三重・富山・石川の5会場)、近畿(1/23・大阪)、四国(1/26・高松)、東北(1/27・仙台)、中国(1/28・広島)、沖縄(1/29・沖縄)、九州(1/30・福岡)、以上9ブロックで約2時間、無料の説明&相談会が開かれます。各ブロックの定員は、100名程度のようです。

中小企業庁では、2025年に「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設し、各種補助金・助成金、税制優遇といった国の支援制度に加え、相談窓口も設置して、各企業にあった支援策が見つけられるよう力を入れています。

そろそろ本気で賃上げに向き合わなければいけない時期に来ているのかもしれません。

#### 【中小企業庁「賃上げ支援キャラバン 詳細・申込】

<https://www.chusho.meti.go.jp/chingin/2025/251215.html>

#### 【中小企業庁「賃上げ支援キャラバンパンフレット】

<https://mirasapo-plus.go.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/12/16154932/20251215003-1.pdf>



## 重要

## 令和8年度税制改正大綱を閣議決定 所得税の課税最低限の引き上げなどを盛り込む

令和7年12月26日、「令和8年度税制改正大綱」が閣議決定されました。令和8年度の税制改正では、次のような措置を講ずることとされています。

## 「令和8年度税制改正大綱」のポイント

- 物価高への対応の観点から、次のような措置を講じ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。

- 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基づき、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。
- 所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を以下のとおりとする。
  - <令和8年分及び令和9年分>
    - ・合計所得金額が489万円以下である場合 42万円
    - ・合計所得金額が489万円を超える場合 5万円
  - <令和10年分以後の各年分> 37万円
- 給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する（所得税：令和8年分及び令和9年分、個人住民税：令和9年度分及び令和10年度分）。

- 令和8・9年度の所得税の課税最低限（合計所得金額が489万円以下の場合）

$$\{ \text{基礎控除 } 104 \text{ 万円} \text{ (58万円 + 4万円 + 42万円)} \} + \{ \text{給与所得控除 } 74 \text{ 万円} \text{ (65万円 + 4万円 + 5万円)} \} = 178 \text{ 万円}$$

……年間収入 178 万円までは所得税がかからない！

- 「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。
- 税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。
- 自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。など

★政府は、この大綱に基づいて、令和8年の通常国会に税制改正関連法案を提出する予定です。今後の動向に注目です。

## 重要・要チェック

## 令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)案が示される

令和7年12月から令和8年1月にかけて、令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率などの案が示されました。正式に決定されたわけではありませんが、この時期に公表された案のとおりに決定されるのが通例となっていますので、簡単に紹介しておきます。

## 「令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)の案」

## □ 令和8年度の雇用保険料率(一般の事業)について

- 雇用保険料率（全体） : 令和7年度 1.45% → 引き下げ → 令和8年度 1.35%
- [内訳] ①失業等給付費等充当徴収保険率 : 令和7年度 0.7% → 引き下げ → 令和8年度 0.6%
- ②育児休業給付費充当徴収保険率 : 令和7年度 0.4% → 据え置き → 令和8年度 0.4%
- ③二事業費充当徴収保険率 : 令和7年度 0.35% → 据え置き → 令和8年度 0.35%
- 〈補足〉 ①及び②は労使折半で負担、③は事業主のみが負担。



## □ 令和8年度の健康保険の保険料率について

- 医療分（原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から）  
平均保険料率 : 令和7年度 10.0% → 引き下げ → 令和8年度 9.9%
- 介護分（原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から）  
介護保険料率 : 令和7年度 1.59% → 引き上げ → 令和8年度 1.62%

次ページへ続く

○子ども・子育て分（原則として、令和8年4月分〔5月納付分〕から）

令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による令和8年度の子ども・子育て支援金率：国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて「0.23%」

〈補足〉 いずれも労使折半で負担。

### プラスα 令和8年度の子ども・子育て支援金額の試算（被用者保険の被保険者について）

年収に応じて、被保険者1人当たり次の額

- 年収 200万円 → 月額：約 192円
- 年収 400万円 → 月額：約 384円
- 年収 600万円 → 月額：約 575円
- 年収 800万円 → 月額：約 767円
- 年収 1,000万円 → 月額：約 959円

※算出方法

- ・年収（標準報酬総額＝毎月の給料とボーナスの合計額）に、国が示す一律の支援金率（0.23%）を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12で割って月額にしたものに、1/2を掛けて算出。

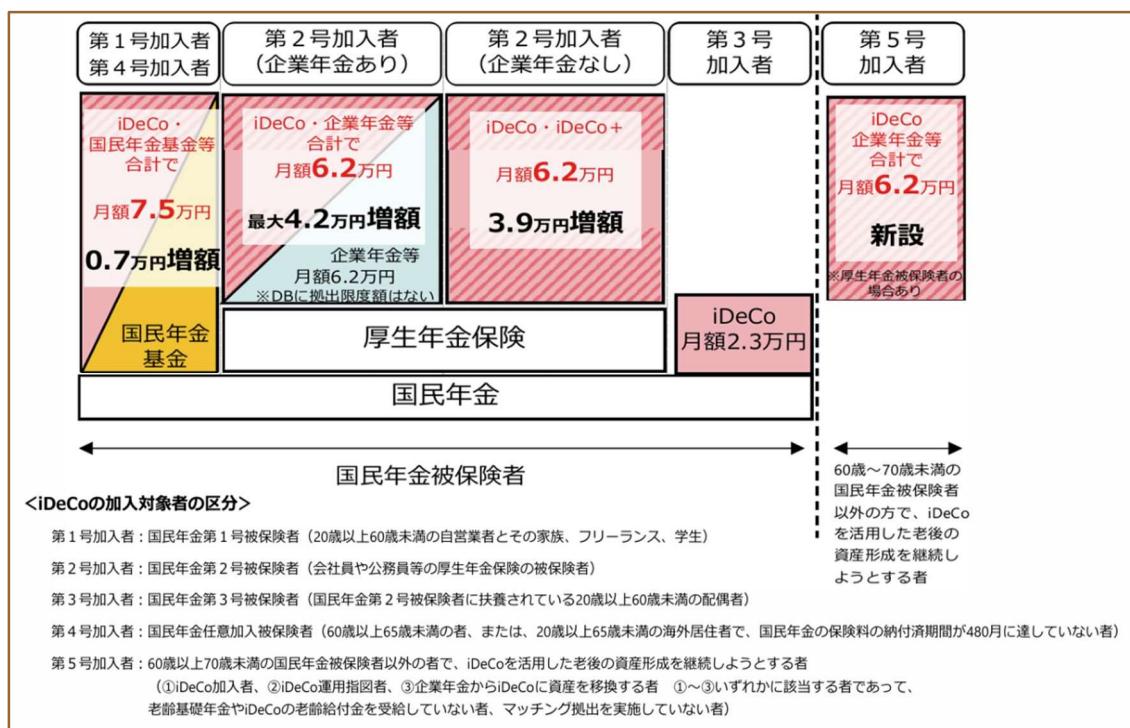
★子ども・子育て支援金の試算額は、こども家庭庁から公表されたものです。公表されている試算額は、被保険者負担分ですので、これと同額の負担が企業に発生することになります。いずれも、給与計算に影響が出てくる内容ですので、正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

決定済み・  
施行前の改正

### 確定拠出年金の拠出限度額を見直し（令和8年12月～）

令和7年12月24日に公布された「国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号）」により、企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額の見直し、iDeCoの拠出限度額の見直しなどが行われることになりました（令和8年12月1日施行）。その概要を確認しておきましょう。

#### DC拠出限度額（令和8年12月～）【厚生労働省資料】



★たとえば、第2号加入者の場合、拠出限度額（月額）が、企業年金ありの方で最大4.2万円の増額、企業年金なしの方で3.9万円の増額となります。従業員が老後の資産形成を考えるうえで知っておきたい改正といえます。

施行期日（令和8年12月1日）までに、さらに詳しい情報が出てくると思いますので、必要なものがあれば、改めてお伝えします。